

資金決済に関する法律に基づく利用終了及び払戻し実施のご案内

平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、株式会社ダイキョープラザ発行の「DAICAカード」につきましては、令和6年10月9日（水）をもちましてご利用を終了させていただき、資金決済に関する法律第20条第1項に基づき、払戻しを実施させていただきます。

利用残高のある「DAICAカード」をお持ちのお客様は、ご利用終了日までにご利用いただくか、以下の払戻し期間内にお申し出いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1. ご利用終了及び払戻しを行う前払式支払手段の種類

DAICAカード

(表面)



(裏面)



2. ご利用終了日

令和6年10月9日（水）まで

3. 払戻しの申出期間

令和6年10月10日（木）～令和6年12月31日（火）

受付時間は、午前9時～午後5時まで

※当該期間内に払戻しの申出がない場合は、この払戻し手続から除斥されます。

4. 申出及び払戻しの方法

株式会社ダイキョープラザの各支店に未使用のDAICAカードを持参してください。確認のうえ、その場で現金と交換いたします。

(持参できない場合)

・お申し出される方の住所、氏名、連絡先を株式会社ダイキョープラザカード事務局までお電話にてご連絡ください。

・ご連絡いただきましたら、返信用封筒と「DAICAカード：電子マネーご返金申込書」を郵送いたします。必要事項をご記入いただき、返信用封筒にDAICAカードを同封のうえ、返信してください。返信された払戻申請書記載内容とDAICAカード確認し、指定口座へ額面の合計金額を振り込みます。（返信用の切手代、振込手数料は当社にて負担します）。

なお、郵送での申出の場合は、払戻し期間の最終日の消印までが有効となります。また、明記された個人情報、本件払戻しに関する事項以外には使用いたしません。

※払戻しをする金額には、ポイントとボーナスは対象外とさせていただきます。

5. お問い合わせ先

株式会社ダイキョープラザ 〒811-1321 福岡県福岡市南区柳瀬一丁目33番10号
カード事務局 電話 0120-293-783（平日9:00-17:00 土、日、祝日は除く）

<https://www.daikyoo-plaza.jp/>